

恵庭市地域公共交通計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、恵庭市地域公共交通計画策定支援業務委託について、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により参加事業者に提案を求め、計画策定に関する技術力、情報収集・分析能力等が優れている受託候補者を適正、公平に選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名 恵庭市地域公共交通計画策定支援業務委託

(2) 業務内容 別紙「恵庭市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書」のとおり。

※ ただし、契約時における仕様は最優秀者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3) 期間 契約の日の翌日から令和6年3月31日まで

(4) 委託上限額 金 4,983,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す金額となっていることに留意のこと。

3 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者でないこと。

(2) 経営状態が不健全であると認められる者でないこと。但し、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てをしたもの及び更生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の更生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てをした者及び再生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の再生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再

審査申請」を提出し受理された者を除く。

- (3) 恵庭市暴力団排除条例（平成26年条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
- (4) 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成21年1月15日実施）の規定による指名停止期間中でないこと。
- (5) 市税の滞納が無いこと。
- (6) 過去3年以内に、他の地方公共団体との間に当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務実績を有していること。

※ 類似業務の具体例：立地適正化計画、総合計画、都市交通に関する計画等

- (7) その他選定、対象業務等の実施に際して適正さが阻害される事項がないこと。

5 選定スケジュール

選定に係るスケジュールは以下のとおりとする。

項目	期日
公募開始	令和5年6月23日
質問受付期限	令和5年6月29日
質問回答（予定）	令和5年6月30日
参加申込書及び実績調書提出期限	令和5年7月5日
企画提案書及び見積書提出期限	令和5年7月20日
プレゼンテーション開催日	令和5年7月26日（予定）
審査結果通知	令和5年7月31日（予定）

4 参加申し込み及び参加の辞退

- (1) 受付期間 令和5年6月23日～7月20日

- (2) 提出方法

・プロポーザル参加申込書と業務実績書に必要事項を記載の上、電子メールにて提出

し、送信後に電話確認を行うこと。

- ・ 件名：「プロポーザル参加申込（事業者名）」とすること。

(3) 参加承認

- ・ 本プロポーザルへの参加の可否は、令和6年7月6日までに電子メールで通知する。
- ・ 恵庭市の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、令和5年7月6日（木）15時までに連絡がない場合は、同日15時30分までに電話確認を行うこと。

- (4) 参加辞退参加者は、プロポーザル参加辞退届の提出により、いつでも本プロポーザルを辞退することができる。

5 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和5年6月29日まで

(2) 提出方法

- ・ 質問書により、電子メールにて提出すること。電話、来訪による質問は 受付しない。
- ・ 件名：「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。
- ・ 質問が複数ある場合は、箇条書き等により記載すること。

- (3) 質問の回答各質問者からの質問及びその回答の全てを、令和5年6月30日までに、恵庭市ホームページにて随時公開する。（ただし、質問者名は公表しない。）なお、各質問者へ個別には回答しない。

6 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提案件名 「恵庭市地域公共交通計画策定支援業務企画提案」

(2) 提案内容

- ① 企画提案書：仕様書に基づき評価基準書を踏まえたうえで、企画提案書を作成し、提出すること。

様式は任意とし、A4サイズ8枚以内とする。（表裏16頁、表紙含む）

② 見積書：様式は任意とする。消費税抜き価格で記載すること。

(3) 提出要領

① 提出書類

- ・プロポーザル届出書
- ・会社概要（パンフレット等で可）
- ・企画提案書
- ・見積書
- ・業務工程表
- ・業務実施体制調書

② 提出部数

10 部（プロポーザル届出書、会社概要、見積書は各 1 部）

③ 提出期限

令和 5 年 7 月 2 0 日（必着）

④ 提出方法

郵送もしくは持参（いずれも提出期限必着のこと）

⑤ 提案費用

企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

⑥ その他

- ・提出期限以降における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は認めない。
- ・企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。

7 選考の方式

本プロポーザルは、参加者が 5 者以上となった場合、2 段階で審査を実施する。なお、いずれの審査も非公開とする。

(1) 第 1 次審査：選考委員会により、提出書類による審査を行い、第 2 次審査での説明等を求める 4 者を選定する。

(2) 第 2 次審査：企画提案書の内容説明（プレゼンテーション）及びヒアリング等を実

施する。

① 実施日時

令和5年7月26日（開始時間等は別途通知）

② 実施場所

恵庭市民会館会議室（会議室名は別途通知）

③ 企画提案書説明者

業務実施体制調書に記載のいずれかの者で、3名以内とする。

④ 説明時間等

1応募者の説明時間は20分以内とし、その後15分程度の質疑の場を設ける。

⑤ プレゼンテーションに必要な機材のうちスクリーン・プロジェクターについては、恵庭市公共交通活性化協議会が用意する。なお、パソコンやその他必要となるものは、各事業者にて用意すること。

⑥ 資料配布等

審査当日の資料の配布や提出した企画提案書等の内容以外の投影は禁止する。

8 審査概要

(1) 審査方法

① 第1次審査提出された企画提案書等を評価基準書により書類審査を行い、評価点の上位4者を選定する。なお、評価点は各選考委員の評価点の合計とする。

② 第2次審査提出された企画提案書の説明内容や見積書を基に評価基準書により審査を行い、最も評価点の高い者を第一受託候補者とする。なお、評価点は各選考委員の評価点の合計とする。

I 受託候補者の選定にあたり、評価点と同点の者が2以上あるときの対応

ア 提案者それぞれの評価点が同じで、見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。

イ 提案者それぞれの評価点及び見積価格が同じ場合、くじ引きにより順位を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別途連絡を行う。なお、くじを

引かない者があるときは、協議会事務局員が代わってくじを引き順位を決定する。

II 有効な提案者が1社のみときは、評価点が350点以上であり、恵庭市公共交通活性化協議会が適正な提案と判断する場合は、その者を第一受託候補者とする。

(2) 審査結果の通知、公表

① 第1次審査選定結果については、速やかに、審査を受けた者全員に対し、電子メール及び郵送による文書にて通知する。なお、選定理由等についての問い合わせには応じない。

② 第2次審査選定結果については、速やかに恵庭市ホームページ上にて公表するとともに、審査を受けた者全員に対し、電子メール及び郵送による文書で通知する。なお、選定理由等についての問い合わせには応じない。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等が提出期限を過ぎ提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積価格が委託上限額を上回る場。
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) その他、恵庭市公共交通活性化協議会が不当な要求や不正行為があったと認めた場合

10 契約

企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は、協議の上で決定する。なお、第一受託候補者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

1.1 その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、恵庭市情報公開条例（平成6年条例第第18号）に基づく開示請求の対象となる。未公表の著作物であることを理由に不開示を求める場合は、著作権法第18条第3項第3号に基づく「別段の意思表示」を示した書面を提出すること。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。
- (4) プロポーザルの日程等は、都合により変更する場合がある。
- (5) 諸条件等に定めがない事項又は内容に疑義が生じた事項がある場合は、協議を行い、その取扱いを定めるものとする。

1.2 問合せ先、書類の提出先等

恵庭市地域公共交通活性化協議会事務局

（恵庭市生活環境部生活環境課公共交通担当）

住 所：〒061-1498 恵庭市京町1番地

電 話：0123-33-3131 内線1184

（受付時間は、平日の午前8時45分から午後5時15分まで）

E メール：seikatsukankyou@city.eniwa.hokkaido.jp